

十和田湖特定環境保全公共下水道施設 指定管理者募集要項

令和7年6月

青森県 県土整備部 都市計画課

【 目 次 】

I	要項の趣旨	1
II	施設の概要	1
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	施設の業務	1
4	施設の規模等	1
III	管理の条件	2
1	施設の管理方針	2
2	指定管理者が行う業務	2
3	指定期間	2
4	県が指定管理者に支払う委託料	2
5	管理の基準等	2
6	モニタリング	2
IV	申請の手続	3
1	応募資格	3
2	提出書類	3
3	事業計画書の記載内容	4
4	グループによる応募	4
5	図書の縦覧	5
6	説明会の実施	5
7	質問事項の受付	5
8	申請書等の提出	6
9	連絡先及び申請書等提出先	6
10	留意事項	6
V	指定管理者の候補者の選定	6
1	選定方法	6
2	選定基準	6
3	選定審査対象からの除外	7
4	選定結果の公表	7
VI	指定管理者の指定及び協定の締結	7
1	指定管理者の指定	7
2	協定の締結	7
3	その他	8

十和田湖特定環境保全公共下水道施設指定管理者募集要項

I 要項の趣旨

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、十和田湖特定環境保全公共下水道の管理を行わせるため、指定管理者を募集することとし、募集の実施に必要な事項を定めるものである。

II 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
十和田湖浄化センター	十和田市大字奥瀬字十和田361-4
休屋第1污水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字十和田16-66先
休屋第2污水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字十和田480
宇樽部污水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字十和田86
子ノ口污水中継ポンプ場	十和田市大字奥瀬字尻辺山1
管渠・放流渠	十和田市内

2 設置目的

十和田湖付近で発生する下水を処理し、当該公共下水道の処理区域の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資することを目的として設置した。

3 施設の業務

- (1) 十和田湖特定環境保全公共下水道の維持管理に関すること。
- (2) その他十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に関し必要な業務。

4 施設の規模等

	現況（令和6年度末）
処理面積	143ha（青森県89.1ha、秋田県53.9ha）
処理人口	309人（定住人口のみ）
処理水量	処理能力 4,850m ³ /日
管渠延長	20.0km（青森県10.7km、秋田県9.3km）
ポンプ場数	6箇所（青森県4箇所、秋田

	県2箇所)
処理場	十和田湖浄化センター
処理方法	水処理（長時間エアレーション法） 汚泥処理（濃縮、脱水）
供用開始年度	平成3年4月

Ⅲ 管理の条件

1 施設の管理方針

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、十和田湖特定環境保全公共下水道の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 県民が快適に施設等を利用できるよう、施設の設備及び物品の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、青森県個人情報の保護に関する条例に基づき適切に行うこと。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行う十和田湖特定環境保全公共下水道の管理の業務は次のとおりとする（詳細は業務水準書のとおり）。
 - ア 十和田湖特定環境保全公共下水道の維持管理に関すること。
 - イ その他十和田湖特定環境保全公共下水道の管理に関し必要な業務
- (2) 業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、県の承諾を得て専門の事業者にも再委託することができる。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの予定であるが、県議会の議決を経て確定する。

4 県が指定管理者に支払う委託料

県は毎年度の予算の範囲内において、施設の管理に必要な経費を委託料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は申請時の事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と県が協議の上協定で定める。

5 管理の基準等

業務水準書のとおり。

6 モニタリング

県は、指定管理者による施設の管理及び利用の状況等について点検・評価を行うものとし、その結果を公表するとともに、指定管理者に必要な指示、指導を行うものとする。

IV 申請の手続

1 応募資格

十和田湖特定環境保全公共下水道の指定管理者に係る申請を行う者は、次の資格等を有すること。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること（法人格の有無は問わないが、個人では申請できない。）。
- (2) 法人等又はその代表者等が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者
 - エ 青森県から指名停止措置を受けている者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
 - カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
 - キ 法人税、法人事業税、法人都道府県税、法人市町村税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者
 - ケ 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者
- (3) 類似施設（対象施設と同様の水処理方式及び汚泥処理方式の下水道施設）の維持管理実績を有すること（グループによる応募においては、構成員のうち少なくとも1者が類似施設の維持管理実績を有すること。）。)
- (4) 緊急時の対応等のため県内に事業所を有すること。

2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1、1-2）
- (2) 下水道指定管理者事業計画書（様式2）
- (3) 応募資格を有していることを証する書類

IVの1 応募資格 の見出し符号	区分	提出書類
IVの1の(1)、 (4)	法人の場合	定款、寄附行為 登記事項証明書
	地方自治法第260条の2 第1項に規定する地縁 による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書 代表者の住民票の写し
	法人でない場合	定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの 代表者又は管理人の住民票の写し
IVの1の(2) のア、イ、ウ、	全ての申請者	IVの1の(2)のア、イ、ウ、エ、オ、カに該当しない旨の申立書（様式3）

エ、オ、カ、		
IVの1の(2)	納税義務がある場合	納税証明書
のキ	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載した申立書
IVの1の(3)	全ての申請者	類似業務受託実績調書(様式4)

(4) 法人等の経営の状況を示す書類

ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(直近3か年分)

イ 申請日の属する年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(5) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

(6) 役員の名簿及び略歴を記載した書類

(7) 現に指定管理者として管理を行っている施設又は指定管理者の申請を行っている施設がある場合は、当該施設の名称、所在地及び指定の期間を記載した書類

(8) 法人等の経歴書(様式5)

(9) 申請書受領書(様式6)

3 事業計画書の記載内容

次の項目について、別添「下水道施設指定管理者事業計画書【記述要領】」を参照の上、十和田湖特定環境保全公共下水道の設置目的を効果的に達成し、かつ効率的に運営できることがわかる内容として提案すること。

(1) 公的使命と経営ビジョン

(2) 管理運営方針

(3) 団体経営

(4) 施設管理業務実施計画

(5) 安全管理方針

(6) 運営管理業務実施計画

(7) 環境計測業務実施計画

(8) 災害対応方針

(9) 組織人員

(10) 有資格者の配置計画

(11) 経営悪化の場合の対応策

(12) 提案価格内訳書

指定期間全体に係る委託料の金額については、次の基準額を上限とする範囲内で提案すること。

なお、この基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。

基準額 164,192,000円／年平均(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※全期間において、消費税率及び地方消費税率の合計は10%で計算すること。

4 グループによる応募

(1) 複数の法人等が、それぞれの得意分野を活かして施設の管理に参加するため、グループを構成して応募(以下「グループ応募」という。)することも可能であるが、グループ応募の場合は代表者を定めて応募すること。この場合、代表者は十和田湖特定環境保全公共下水道の管理の主要な業務を担う者であること。

(2) グループ応募の場合、提出書類については、全ての構成員に係るものとして提出すること。

(3) 単独で応募した法人等は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となること

はできない。また、同一の指定管理者の募集に対し、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできない。

- (4) グループ応募の構成員のうちに応募資格を満たさない者がある場合は、指定を受けることができない。

5 図書の縦覧

縦覧図書は次により縦覧する。

○下水道台帳、維持管理年報

縦覧を希望する場合は、事前に上北県土整備事務所河川砂防施設課と日程調整したうえで訪問すること。

- (1) 縦覧場所：上北県土整備事務所（十和田市西十二番町20-12）
- (2) 縦覧期間：令和7年6月25日（水）から令和7年8月25日（月）まで
（ただし、県の休日を除く。）
- (3) 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで

○施設機能確認書、保守点検実施状況、ユーティリティ実績調書、法定資格一覧、流入予測水量、協定書（案）

- (1) 公表場所：県ホームページ。
(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/toshikei/gesuido_siteikanri.html)
- (2) 公表期間：令和7年6月25日（水）から令和7年8月25日（月）まで

6 説明会の実施

下記期間内において随時現地説明を行うので、希望者は令和7年7月4日（金）正午までに現地説明希望書（様式7）に希望日時等を記入のうえ、下記の連絡先に提出すること（電子メール、FAXでの提出も可）。

- (1) 開催日時
令和7年7月14日（月）～令和7年7月18日（金）午前9時～午後5時
※おおむね1時間程度を予定
- (2) 開催場所
十和田湖浄化センター（十和田市大字奥瀬字十和田361-4）

7 質問事項の受付

(1) 質問方法

令和7年6月25日（水）から令和7年7月18日（金）午後5時15分までに質問書（様式8）に記入のうえ、下記の連絡先に提出すること（電子メール、FAXでの提出も可）。

(2) 回答方法

令和7年7月25日（金）に県のホームページにおいて公表する。
(http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/toshikei/gesuido_siteikanri.html)

8 申請書等の提出

(1) 提出期間

令和7年8月12日(火)から令和7年8月25日(月)までの間の、午前8時30分から午後5時15分までの間(ただし、県の休日を除く。)

(2) 提出方法

下記の提出先まで持参又は郵送すること。なお郵送の場合は令和7年8月25日(月)必着とする。

(3) 提出部数

紙(正本1部、副本7部)及び電子媒体により提出すること。

9 連絡先及び申請書等提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県県土整備部都市計画課都市政策グループ
電話：017-734-9679(直通)、FAX：017-734-8196、E-mail：toshikei@pref.aomori.lg.jp

10 留意事項

- (1) 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (4) 県の業務上の必要により、応募の事実に係る情報を県の機関において利用する場合がある。

V 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 青森県下水道施設指定管理者審査委員会において、下記の選定基準に基づき書類審査及びヒアリングによる審査を行う。
- (2) ヒアリングの実施日時等は、別途通知する(令和7年8月下旬実施予定)。
- (3) 審査の結果は、令和7年9月下旬頃に書面で通知する。
- (4) 県は第1順位の申請者に係る応募資格の確認及び細目的事項についての協議を行い、適正と認められた場合は指定管理者の候補者に決定する。なお、第1順位の者が適正と認められないときは、次順位の者を第1順位とし、同様に協議を行う場合がある。

2 選定基準

選 定 基 準	配 点
(1) 県民の適正な利用が確保されること。 ・施設の設置目的及び県が示した管理の方針	10
(2) 施設の効用が適正に発揮されること。 ・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	35

(3) 施設の効率的な管理ができること。 ・施設の管理運営に係る経費の内容	20
(4) 施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること。 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤	20
(5) 県内の産業・雇用への配慮がなされていること。 ・県内の産業振興、県内からの雇用の確保への配慮 （申請者（グループ応募の場合は代表者）が県内に本店※を置く法人等であるか。） ※法人格を有する場合は登記上の本店、その他の団体の場合は登記上の主たる事務所	15

3 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- (5) 本募集について複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

4 選定結果の公表

選定結果は、指定管理者の候補者名及び選定理由並びに選定基準に基づいた各申請者（候補者以外の申請者名は匿名）の得点、順位を県のホームページで公表する。

VI 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和7年11月定例会(予定)の議決を経て、指定管理者に指定される。

2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、県が支払う委託料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と県との間で協定を締結する。

なお、協定は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結する。

3 その他

(1) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことができる。

①募集要項に定めた応募資格に掲げる要件を欠くこととなったとき。

②指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

③著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(2) 業務不履行の場合、違約金を徴収する。

(3) 損害賠償責任保険等への加入を義務付ける。

